

主な内容

- * 児童手当制度についてのご案内 / 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額のお知らせ / 児童扶養手当と障がい年金の供給調整の見直しについて..... 3
- 特集** 弥富市 15th Anniversary..... 4
- * トピックス
 - ・国民健康保険の加入、喪失手続きをお願いします..... 6
 - ・国民年金からのお知らせ..... 7
- * わくわく子育て
 - ・子育て支援センター..... 8
- * 子どもは宝 やとみのたから
 - ・4月生まれの子どもたち..... 8
- * SUKUSUKUPLAZA..... 9
- * 教育の広場
 - ・栄南小学校..... 10
 - ・十四山東部小学校..... 11
- * 行事予定カレンダー..... 12
- * ファミリー・サポート・センターからのお知らせ..... 13
- * まちの話題..... 14
- * 暮らしの情報..... 16
- * スマートフォン決済アプリで市税の納付ができます..... 20
- * 図書館だより / スポーツ..... 21
- * 保健センターだより..... 22

マスク着用をお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内公共施設へ来館される方はマスクの着用をお願い致します。



市の人口と世帯数

人口 44,254人(-7)
 男 22,266人(+3)
 女 21,988人(-10)
 世帯 18,307 (+18)
 (令和3年3月1日現在)

問い合わせ先(市外局番 0567)

市役所 ☎65-1111 ☎67-4011
 (弥富市前ヶ須町南本田 335 番地)

- 1階 市民課、保険年金課、福祉課
 介護高齢課、児童課、会計課
- 2階 税務課、収納課、環境課、商工観光課
 農政課、土木課、都市整備課、下水道課
- 3階 健康推進課
 (保健センター・子育て世代包括支援センター)
- 4階 総務課、財政課、人事秘書課、防災課
 企画政策課、市民協働課、学校教育課
- 5階 監査委員事務局、議場および議会事務局
- 6階 議会傍聴席、展望休憩スペース

十四山支所 ☎52-2111 ☎52-3276
 (弥富市神戸三丁目 25 番地)

- 1階 十四山支所 支所グループ

総合社会教育センター ☎65-0002 ☎65-1777
 (弥富市前ヶ須町野方 802 番地 20)

- 1階 生涯学習課

各種施設

| | |
|--------------|---------------------|
| 鍋田支所 | ☎68-8001 |
| 総合福祉センター | ☎65-8103 |
| 十四山総合福祉センター | ☎52-3800 |
| 十四山スポーツセンター | ☎52-2110(月曜休館) |
| 図書館 | ☎65-1117(月曜休館) |
| 歴史民俗資料館 | ☎65-4355(月・火曜休館) |
| 白鳥コミュニティセンター | ☎67-6021(月曜休館) |
| 南部コミュニティセンター | ☎68-3919(月曜休館) |
| いこいの里 | ☎69-1600(日・月曜、祝日休館) |
| 同報無線確認電話 | ☎65-8517 |

※臨時放送の確認ができます。

今月の納税など

固定資産税 1期
 下水道等使用料 2・3月分
 《納期限：4月30日(金)》

今月の表紙

今月の表紙は、三ツ又池公園(中之島)で撮影しました「ネモフィラ」です。青と白のお花をたくさんつけており、とてもかわいらしく咲いています。ネモフィラは4月中旬から5月上旬が最盛期です。また、4月中旬から下旬ごろには芝桜も見頃になっていますので、暖かくなってきた春にお出かけしてみてください。



《児童手当制度》についてのご案内

児童手当と特例給付は、市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母などに支給されます。

児童手当と特例給付の支給額

| 児童の年齢 | 児童1人当たりの月額 | |
|------------|----------------------------|--------|
| | 児童手当 | 特例給付 |
| 3歳未満 | 15,000円 | 5,000円 |
| 3歳以上小学校修了前 | 10,000円 (第3子以降は15,000円) | |
| 中学生 | 10,000円 | |

※児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、特例給付となります。
 ※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

所得制限

| 扶養人数 | 所得制限額 |
|------|------------|
| 0人 | 6,220,000円 |
| 1人 | 6,600,000円 |
| 2人 | 6,980,000円 |
| 3人 | 7,360,000円 |
| 4人 | 7,740,000円 |

※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

支給月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

認定請求(申請)

出生や転入など新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。
 認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。(出生や転入が月末の場合、申請日が事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、事由発生日の翌月から支給対象となります)

申請に必要なもの

※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

○申請者の健康保険証 ○申請者名義の通帳 ○申請者と配偶者の個人番号(通知)がわかるもの

その他の届け出

次の場合には届け出が必要です。

- ・受給者や児童が転出するとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・振込口座を変更したいとき
- ・その他家庭状況に変更が生じたとき
- ・新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・児童の父母のうちで主たる生計維持者が変更になったとき

☎ 市役所児童課 (内線155)

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額のお知らせ

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給額は令和2年4月1日以降変更ありません。

| 児童扶養手当 | 本体額 | 全部支給 | 42,910円 |
|----------|------|----------------|-----------------|
| | | 一部支給 | 42,900円～10,120円 |
| 第二子加算額 | 全部支給 | 10,140円 | |
| | 一部支給 | 10,130円～5,070円 | |
| 第三子以降加算額 | 全部支給 | 6,080円 | |
| | 一部支給 | 6,070円～3,040円 | |
| 特別児童扶養手当 | 1級 | 52,200円 | |
| | 2級 | 34,770円 | |

☎ 市役所児童課 (内線155)

児童扶養手当と障がい年金の供給調整の見直しについて

児童扶養手当法の一部改正により、障がい年金を受給しているひとり親家庭の方でも児童扶養手当を受給できる可能性があります。児童扶養手当の認定を受けていない方は、申請が必要です。詳しくは市役所児童課までお問い合わせください。

☎ 市役所児童課 (内線155)